第五十・十三条　一般的例外

この章のいかなる規定も、締約国が次のいずれかの措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、同様の条件の下にある締約国の間における恣意的若しくは不当な差別の手段又はサービスの貿易に対する偽装した制限となることとなる態様で適用しないことを条件とする。

(a)　公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置

注釈　公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちのいずれかに対して真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(b)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c)　この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次のいずれかの事項に関する措置を含む。

(i)　欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii)　個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii)　安全

(d)　取扱いの差異が他の締約国のサービス又はサービス提供者に関する直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする場合には、第五十・十八条の規定に適合しない措置

注釈　直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、締約国がその税制の下でとる次のいずれかの措置を含む。

(i)　非居住者の租税に係る義務が当該締約国の領域に源泉のある又は所在する課税項目に関して決定されるという事実に鑑み、非居住者であるサービス提供者に適用する措置

(ii)　当該締約国の領域における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置

(iii)　租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置（租税に係る義務の遵守のための措置を含む。）

(iv)　当該締約国の領域内の源泉に基づき、当該他の締約国の領域において又は当該他の締約国の領域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置

(v)　全世界の課税項目に対する租税が課されるサービス提供者と他のサービス提供者との間の課税の基盤の性質の差異に鑑み、両者を区別する措置

(vi)　当該締約国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について、又は関連する者の間若しくは同一の者の支店の間において、所得、利得、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し、又は割り当てる措置

この(d)及び注釈に規定する租税に関連する用語又は概念は、措置をとる当該締約国の法律に基づく租税に関する定義及び概念又はこれらと同等若しくは同様の定義及び概念に従って決定する。

(e)　取扱いの差異が、当該締約国を拘束する二重課税の回避に関する協定又は他の国際協定若しくは国際取極における二重課税の回避についての規定の結果によるものである場合には、第五十・三条の規定に適合しない措置

第五十・十四条　補助金

1　この条に定める場合を除くほか、この章の規定は、締約国が交付する補助金若しくは行う贈与について又は当該補助金若しくは当該贈与を受け、若しくは受け続ける場合に付される条件については、適用しない（当該補助金又は当該贈与が専ら国内のサービス、サービス消費者又はサービス提供者に与えられるものであるか否かを問わない。）。締約国は、当該補助金又は当該贈与がこの章の規定に基づいて約束を行ったサービスの貿易に著しく影響を及ぼす場合には、この問題の友好的な解決のため、協議を行うよう要請することができる。要請を受けた締約国は、その要請に対して好意的な考慮を払う。

2　全締約国は、この章の規定に従って次のことを行う。

(a)　要請があった場合には、要請を行った締約国に対し、この章の規定に基づいて約束を行ったサービスの貿易に関連する補助金についての情報を提供すること。

(b)　世界貿易機関が関連する規律を作成した場合には、補助金の取扱いについて検討すること。

第五十・十五条　協力

全締約国は、サービスの分野（第八章の規定に基づく既存の協力のための取決めの対象でない分野を含む。）における協力のための努力を強化する。全締約国は、自国の能力、効率性及び競争力を向上させるため、協力のためのサービスの分野について討議し、相互に合意すること及び当該サービスの分野における協力のための計画を作成することが奨励される。

第五十・十六条　新規ＡＳＥＡＮ構成国の参加の増大

全締約国は、新規ＡＳＥＡＮ構成国のためのこの章の規定による利益を増進するため並びに第二条、第三条及び第五十二条の規定に従い、新規ＡＳＥＡＮ構成国に対して特別のかつ異なる待遇を与えること及び交渉に基づく特定の約束であって次の事項に関連するものを通じて新規ＡＳＥＡＮ構成国によるこの章への参加を促進することの重要性を認識する。

(a)　国内のサービスに関する能力並びにその効率性及び競争力の強化（特に、商業的な原則に基づく技術の利用によるもの）

(b)　流通経路及び情報網の利用の改善

(c)　新規ＡＳＥＡＮ構成国が輸出について関心を有する分野における約束

(d)　各新規ＡＳＥＡＮ構成国による約束がそれぞれの発展段階に応じて行われることの認識

第五十・十七条　市場アクセス

1　締約国は、第五十・一条(v)に掲げるサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書六の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　締約国は、第五十・一条(v)(i)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関して市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもって当該資本の移動を認めることを約束する。締約国は、同条(v)(iii)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関して市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもって自国の領域への関連する資本の移動を認めることを約束する。

2　締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、附属書六の自国の特定の約束に係る表に別段の定めのない限り、小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a)　サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）